

別表第2の2 第一種圧力容器の非開放検査の方法

検査項目	検査の方法	判定基準
1 本体の検査	1.1から1.3までの検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。割れ、腐食等の有無等の確認のため、必要があると認められるときは、保温材等の被覆物を取り除いて確認する。	
1.1 本体の割れ、腐食等	(1) 本体外面について、割れ、腐食、グルーピング、ラミネーション、ブリストア及びはがれの有無を目視等により確認する。 (2) 厚さ測定の記録を確認することにより本体の厚さを確認するとともに、最も腐食のおそれのある部分について超音波厚さ計により厚さを確認する。	耐圧部分に割れ、著しい腐食等がなく、構造規格第1編第2章及び第44条に適合していること。
1.2 本体の漏れ	本体、マンホール及び掃除穴等の漏れの有無を目視により確認する。	本体、マンホール及び掃除穴等に著しい漏れがないこと。
1.3 本体の変形等	本体外部について、過熱、膨出及び変形の有無を目視等により確認する。	本体外部の著しい過熱、膨出及び変形がなく、構造規格第1編第2章の規定に適合していること。
2 附属品	2.1及び2.2の検査項目に示した検査の方法により、検査を行う。	
2.1 安全弁その他の安全装置	安全弁等について、異常の有無及び調整の適否等を管理の記録により確認するとともに、安全弁等からの漏れ及び外面の損傷がないことを目視等により確認する。	構造規格第64条から第66条まで並びにボイラー則第65条第1項第1号及び同条第2項の規定に適合していること。
2.2 圧力計及び温度計	機能の不良につながる損傷等及び表示の不良がないこと並びに取付方法の適否を目視により確認する。	構造規格第68条及び第69条並びにボイラー則第65条第1項第2号及び第3号の規定に適合していること。
3 その他	(1) 第一種圧力容器が適切に設置されていることを目視等により確認する。 (2) 第一種圧力容器が運転状態であるときは、異常振動、異常音等がないことを確認する。	ボイラー則第61条第2項の規定に適合していること。

備考	<p>(1) 非開放検査においては、受検者が実施した検査等の記録及び各種作動機能テストの記録等を活用して検査を行うことができる。</p> <p>(2) 非開放検査において、第一種圧力容器に漏れ又は変形等の異常があり、本体等に割れ又は減肉等判定基準に適合しない損傷等の発生の可能性があるとして判断され、本体内部等の検査が必要と認められるときは、当該第一種圧力容器の運転を停止し、別表第2の1に定める開放検査を行う。</p> <p>(3) 構造規格第70条の規定による適用の特例の認定を受けた第一種圧力容器については、その特例の認定を受けた構造規格の規定に関する検査の実施に代えて、特例の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。</p> <p>(4) 開放検査周期認定ボイラー等の検査においては、あわせて所轄労働基準監督署長の認定の要件とされている事項に適合していることを確認する。</p>
----	---